

ManagedMetasysServerサービス利用規約

2025年6月

第1 章 総則

第1 条（利用規約の適用）

1. 本規約は、本規約に同意のうえ、当社との間でManagedMetasysServer（以下「MMS」という）サービス利用契約（以下「MMSサービス利用契約」という）を締結した者（以下「契約者」という）がジョンソンコントロールズ株式会社（以下「当社」という）のMMSサービス（ソフトウェアの機能をネットワーク経由で提供するサービスであり、以下「MMS サービス」という）を利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。本規約は、MMSサービス利用契約の一部を構成します。
2. 契約者は、MMSサービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。
3. 当社が提供するMMS サービスには、本規約記載の条件に加えて、特則が適用されることがあります。特則は、当該特定のMMS サービスのみに適用されるものであり、他のクラウドアプリケーション サービスには適用されません。特則の内容は、本規約と一体として解釈されるものであり、特則と本規約に不一致のあるときには、特則が優先して適用されるものとします。

第2 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約を隨時変更することができます。なお、この場合には、契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日以上の予告期間をおいて、当社ROCサイト（<https://www.roc-johnsoncontrols.jp/roc/>）に予告するものとします。

第3 条（提供区域）

MMS サービスの提供区域は、特に定める場合を除き、日本国内に限るものとします。

第2 章 MMSサービス利用契約

第4 条（契約の締結等）

MMSサービス利用契約は、本規約の内容を承諾のうえ、契約者と当社の間にて、MMSサービス利用契約を締結したときに成立するものとします。

第5 条（MMS サービスの実施期間）

1. MMS サービスの実施期間は、3年間とし、実施期間の開始日は、MMSサービス利用契約で明記されたサービス実施開始日とします。ただし、期間満了の3か月前までに契約者および当社のいずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1 年間自動的に継

続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

2. MMS サービスは、最低利用期間の設定がある場合があります。なお、最低利用期間は、MMS サービス利用契約に定めるとおりとします。

第6 条（サービス利用料支払条件）

1. 本契約によるサービス利用料支払いは、12回均等払いとします。当社は毎月末までに年間サービス利用料の12分の1の金額を記載した請求書を契約者に提出するものとします。
2. 契約者は、前項の請求書を受領した月の翌月末までに、その金額を当社の指定した金融機関の指定口座に振り込むものとします。振込手数料は契約者の負担とします。

第7 条（禁止事項）

1. 契約者は、MMS サービスの利用に関して、次に掲げる行為を行わないものとします。
 - (1) 法令または公序良俗に違反する行為
 - (2) 当社に不利益を与える行為
 - (3) MMS サービス利用契約に違反して第三者にMMS サービスを利用させる行為
 - (4) 他の契約者の利用を害する行為
 - (5) 当社もしくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (6) MMS サービスの内容や情報を改ざんまたは消去する行為
 - (7) MMS サービスの提供を妨害する行為
 - (8) 他者のIDまたはパスワードを使用または入手する行為
 - (9) その他当社が合理的に不適切と判断する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされた場合、直ちに当社に通知します。

第8 条（MMS サービスの終了）

1. 契約者は、当社に解約の申込を行うことにより、MMS サービス利用契約を解約し、MMS サービスの利用を終了することができるものとします。契約者は、MMS サービス利用契約を解約するときは、解約を希望する日の6か月前までに、当社に書面で解約の申込を行うものとします。MMS サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込が到達し、当社がMMS サービスの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約者は、最低利用期間の設定がある場合であって、最低利用期間満了前にMMS サービスの全部または一部を中途解約する場合、以下に定める金額を中途解約料金として、中途解約日までに当社に支払うものとします。
 - (1) 最低利用期間の残存月数（1か月未満切上）を乗じた額
 3. 契約者が、前条に定める最低利用期間満了後にMMS サービスの全部または一部を中途解約する場合、前項は適用されず、前項の中途解約料金も発生しないものとします。
 4. 契約者または当社は、相手方が次の各号のいずれかに一つにでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せず直ちにMMS サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
 - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、MMSサービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
 - (6) MMSサービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - (7) 第24条に定める表明・保証、確約に反する事実があったとき
 - (8) 契約者が第7条に定める禁止事項に違反したとき
5. 契約者または当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
6. 契約者が第4 項各号のいずれかに該当したことにより、当社がMMSサービス利用契約を解除したときには、契約者は、第2項に基づく中途解約料金を、ただちに当社に支払うものとします。ただし、最低利用期間の満了後は、この限りでないものとします。
7. 当社が第4 項各号のいずれかに該当したことにより、契約者がMMSサービス利用契約を解除したときには、最低利用期間の満了前であっても、第2 項は適用されず、第2 項に基づく中途解約料金も発生しないものとします。

第3 章 サービスの提供

第9 条 (MMS サービスの提供)

1. 当社は契約者に対し、MMSサービス利用契約に基づき善良な管理者の注意をもってMMS サービスを提供するものとします。ただし、MMSサービス利用契約に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

第10 条 (MMS サービスの利用)

1. MMS サービスを
2. 利用するにあたっては、契約者は、当社が別に定めるコンピュータ端末、通信回線その他のコンピュータ環境（以下「クライアント環境」という）を用意し、当社のコンピュータ設備（以下「当社サービス環境」という）に接続するものとします。MMS サービスの提供は、クライアント環境から当社サービス環境にネットワーク経由で接続することにより行われます。
3. 契約者によるMMS サービスの利用は、特段の定めのない限り、前項の方法により行われるものとし、契約者は、MMSサービスの利用のために、当社のデータセンタに立ち入り等することはできないものとします。

第11条（MMSサービスの提供時間帯）

1. 前項の定めにかかわらず、当社は、MMSサービスの円滑な運営のために、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」という）を実施することがあるものとし、計画メンテナンスの実施のためにMMSサービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、計画メンテナンスを実施する旨を、当該計画メンテナンスにかかる契約者に事前に通知するものとします。
2. 第1項の定めにかかわらず、当社は、MMSサービスの維持のためにやむを得ないと判断したときは、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」という）を実施するためにMMSサービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、当該緊急メンテナンスの実施後すみやかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、当該緊急メンテナンスにかかる契約者に報告するものとします。

第12条（契約者の協力義務）

1. 契約者は、当社がMMSサービスを提供するにあたり必要とする情報を、当社に提供するものとします。
2. 契約者は、MMSサービスの利用にあたり、当社との連絡窓口となる者（以下「担当者」という）を定め、その連絡先情報を当社に通知するものとします。また、担当者が変更となった場合は、すみやかに変更後の担当者に関する情報を通知する必要があります。
3. MMSサービスの利用に関する契約者と当社との連絡は、すべて担当者を通じて行うものとします。

第13条（MMSサービスに関する問い合わせ）

1. 当社は、MMSサービスが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、担当者から受け付けるものとします。質問または相談の対応時間帯は、保守契約に記載のとおりとします。契約者と当社間に保守契約がない場合は、別途契約者と当社間で協議のうえ定めるものとします。
2. 契約者が個別に導入したサービスおよびソフトウェアに関する問い合わせ、MMSサービスと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社がMMSサービスの一部として提供しているものを除く）に対する問い合わせ、当社サービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前項に記載された内容以外のサポートに関しては、行いません。

第14条（再委託）

1. 当社は、MMSサービス利用契約に基づき提供するMMSサービスに関する作業の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業については、当社が責任を負い契約者には迷惑を掛けないものとします。

第15条（MMSサービスにかかる著作権等）

1. MMS サービスにおいて当社が提供するソフトウェア・コンテンツ等は、当社または第三者が著作権等を有するものであり、特段の定めのない限り、契約者は、当該ソフトウェア・コンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等してはならないものとします。
2. MMSサービスにおいて利用提供されるソフトウェアおよびホスト型ソフトウェア製品（以下、「JCI ソフトウェア」という）の使用には<https://www.johnsoncontrols.com/techterms>に記載され、その時々で効力を有する、JCIソフトウェアおよびソフトウェア関連プロフェッショナルサービスに関する標準規約（以下、総称して「ソフトウェア利用規約」という）が適用され、これに準拠するものとします。
3. 前項の他、MMS サービスの一部として当社が契約者に提供する、クライアント環境にて動作させるソフトウェア等において、その使用許諾条件が別途書面（電子メールを含みます）等にて提示された場合には、契約者は、当該使用許諾条件に従って当該ソフトウェア等を使用するものとします。

第16 条（データの取扱）

1. 契約者は、契約者が当社サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、契約者が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
2. 契約者は、MMSサービス利用契約が終了するときには、当社サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じダウンロードして取得するものとします。なお、MMSサービス利用契約が終了した後においては、終了前に当社サービス環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

第17 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、MMS サービスを利用するためのID、パスワードまたはメールアドレス等が当社により発行される場合、その使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより契約者に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとします。また、これらの第三者の使用により発生した利用料金についても、すべて契約者の負担とします。
2. 契約者は、MMS サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者がMMS サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
3. MMS サービスを利用して契約者が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第18 条（セキュリティの確保）

1. 当社は、当社サービス環境の安全を確保するために、当社サービス環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、当社は、当社サービス環境への不正なアクセスまたはMMS サ

サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

第19条（契約者固有情報）

1. 当社は、契約者がMMS サービスに自ら登録・入力した、契約者固有の情報であってアクセス制御機能が施されているもの（以下「契約者固有情報」という）を、契約者の同意なく参照、閲覧等して利用しません。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者固有情報を、正当な範囲で参照、閲覧（当該各号において定める場合には第三者に開示することを含む）することがあるものとします。なお、当社は、次の各号のいずれかに該当することにより参照・閲覧された契約者固有情報を、当該各号の定めに基づく参照・閲覧の目的以外の目的に利用しないものとします。
 - (1) 刑事訴訟法第218条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の範囲で開示する場合
 - (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
 - (3) 生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合
 - (4) 当社がMMS サービスを運営するために必要な範囲（利用料金の算定、設備の維持等）において契約者固有情報を参照する場合

第20条（秘密情報の取り扱い）

1. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10 日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
 - (3) MMSサービス利用契約の内容（ただし、本規約およびサービス公開ホームページに掲載されている内容を除く）
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 契約者および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、MMS サービスの利

用のために（また当社においてはMMS サービスの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。

4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、契約者および当社は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
 - (3) 当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、MMS サービスおよびMMS サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合
5. 契約者および当社は、相手方から開示された秘密情報を、MMS サービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
6. 契約者および当社は、MMS サービスの利用のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下本条において「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとします。
7. 契約者および当社は、相手方から要求があった場合、または、MMSサービス利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。
8. 契約者および当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
9. 契約者が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2 条第1 項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために契約者から受領した資料（第3 項の資料と同種のものをいう）についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第2 項第(1)号から第(3)号は個人情報には適用されないものとします。
10. 本条の規定は、MMSサービス利用契約が終了してからも5 年間、有効に存続するものとします。

第21 条（MMS サービスに対する責任）

1. 当社の責に帰すべき事由により、MMSサービス利用契約に基づく個々のMMS サービスが全く利用できない（当社が当該MMS サービスを全く提供しない場合もしくは当該MMS サービスの支障が著

しく、その支障が全く利用できない程度の場合をいい、以下「利用不能」という）ために契約者に損害が発生した場合、契約者がMMS サービスを利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して72 時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、MMS サービスの利用料金の1か月相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。MMS サービスの利用不能に関して当社が負う法律上の責任は、本項に定める範囲に限られるものとします。

2. MMSサービスが利用できない事象に関して当社が負う法律上の責任は、前項に定める範囲に限られるものとします。なお、次の各号に掲げる事由は、当社の責に帰すことができない事由（ただしこれに限られない）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
 - (1) 計画メンテナンスまたは緊急メンテナンスの実施
 - (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動、法令・規則の制定・改廃その他の不可抗力
 - (3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
 - (4) クライアント環境の不具合
 - (5) MMS サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
 - (6) 契約者および契約者貸与のアカウントからの不正な操作
 - (7) 第三者からの攻撃および不正行為
3. 当社は、MMSサービス利用契約に基づく債務を履行しないこと（ただし、前各項の場合を除く）、および、第8条第4項各号のいずれかに該当したことにより、契約者に損害が発生した場合、MMSサービス利用契約の解除の有無にかかわらず、第1項に定める金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、賠償責任を負わないものとします。

第4 章 その他

第22 条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、MMSサービス利用契約に基づく権利および義務を、第三者に譲渡、貸与、担保提供等しないものとします。

第23 条（転売の禁止等）

1. 契約者は、本規約に別段の定めのない限り、または当社の事前の承諾のない限り、第三者に対してMMS サービスの全部または一部の機能に直接アクセスする形態での転売・再販売・サプライセンス等をしないものとします。
2. 本規約は、当社との間でMMSサービス利用契約を締結した契約者に適用されるものであり、当社特

約店、代理店等の第三者（以下「販売会社」という）との間でMMS サービスの提供に関する契約を締結している申込者との間では、本規約は適用されず、MMS サービスの提供に関する条件は、当該販売会社と申込者との間で締結される契約に基づくものとします。この場合においては、当社は、当該申込者によるMMS サービスの利用に関し、当該申込者に対し直接に責任を負うものではありません。

第24 条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者は、MMSサービス利用契約の締結にあたり、自らまたはその代表者、責任者、役員若しくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当せず今後も該当しないこと、または、反社会的勢力との関係を有さず今後も有しないことを表明し、保証します。
2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して、当社に対し次に記載する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 違法行為及び不当要求行為
 - (2) 証術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (3) 業務妨害行為
 - (4) 名誉や信用を毀損する行為
 - (5) 前各号に準じる行為

第25 条（サービスの改廃）

1. 当社は、MMS サービスの提供を廃止することがあります。その場合、当社は、6か月の予告期間をおいて契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、MMS サービスの改善等の目的のため、当社の判断により、MMS サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うことがあります。当該追加、変更、改廃等の内容を契約者に通知するものとします。
3. 当社は、MMS サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うときには、30 日以上の予告期間をもつて、変更後のMMSサービスの内容を契約者に通知するものとします。

第26 条（合意管轄）

本規約およびMMSサービス利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27 条（準拠法）

本規約およびMMSサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

以上